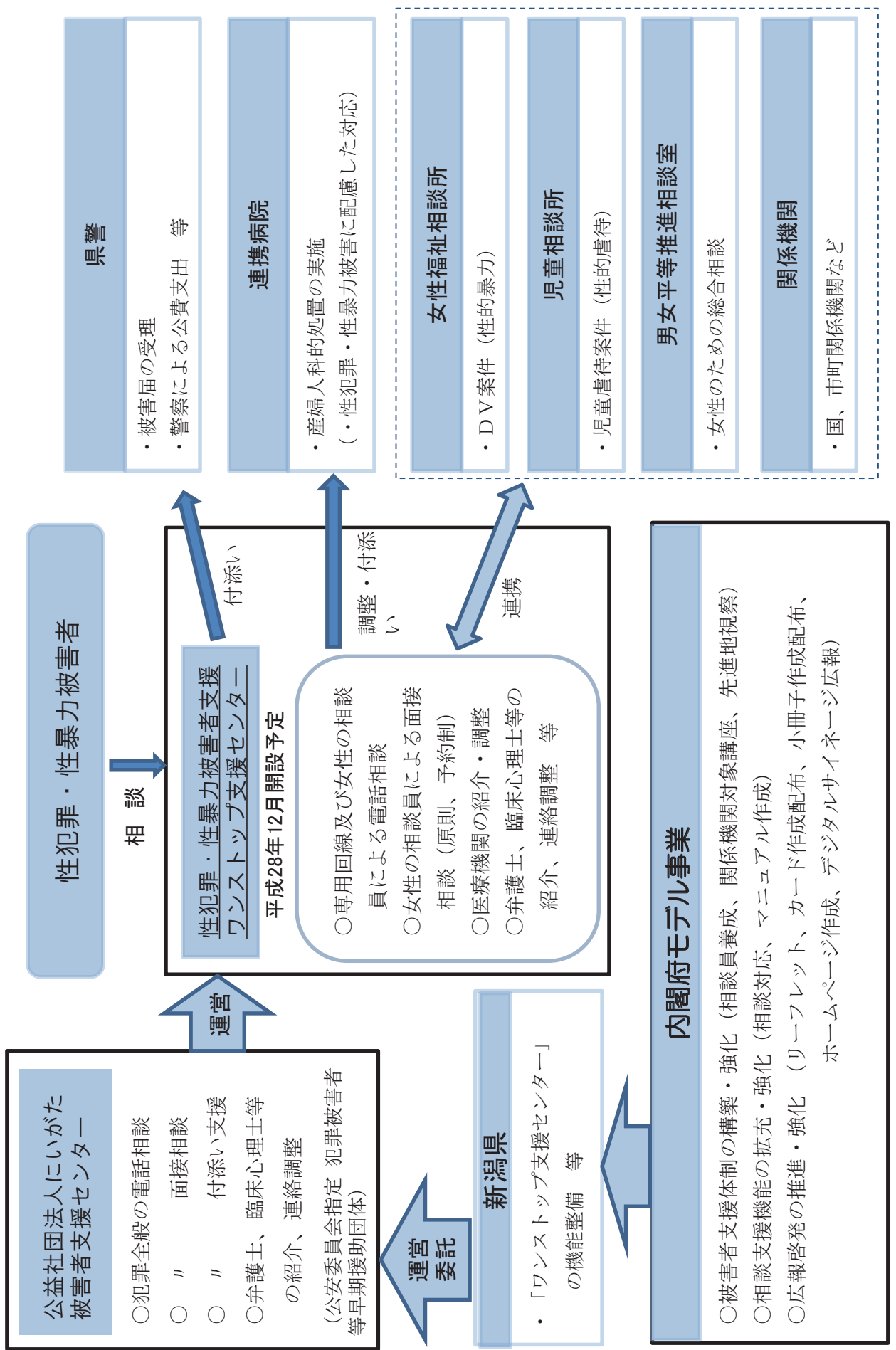


新潟県

平成28年度新潟県性犯罪者総合支援モデル事業イメージ図



新潟県：相談員の養成研修（被害者支援体制の構築・強化）

1. 実施前の課題

平成 28 年 4 月 1 日に、新潟県と公益社団法人にいがた被害者支援センターとの間で、性暴力・性犯罪被害者ワンストップ支援センター（仮称）（以下「ワンストップ支援センター」という。）の事業委託契約を締結した。同年 12 月開設に向け、ワンストップ支援センターで活動する支援活動員の体制を構築する必要があった。

2. 実施による成果目標

ワンストップ支援センターで支援活動を行う支援活動員を確保するために、平成 28 年度性暴力・性犯罪被害者ワンストップ支援センター支援活動員養成講座を開設することとし、採用予定者を 30 人とし、平成 28 年 4 月 25 日から 6 月 10 日までを募集期間に設定して受講者を公募した。

同養成講座の実施により、相談者のニーズに寄り添ったきめ細やかな被害者支援ができるようにスキルアップの向上を図る。

3. 実施結果

2 か月間の公募期間に予定した応募者 30 人を超える 31 人（女性 29 人、男性 2 人）の応募者を確保することができた。

別添 1 「平成 28 年度性暴力・性犯罪被害者ワンストップ支援センター支援活動員養成講座」のとおり 7 月 1 日から 9 月 9 日までに、基礎的な事項から専門性の高い講座まで幅広くカリキュラムを組み、計 10 回講座を実施した。

受講者数はのべ 274 人であった。

なお、この他に事業委託先の公益社団法人にいがた被害者支援センターにおいて現在活動中の犯罪被害相談員、支援活動員についても、今後ワンストップ支援センターにおいて支援活動を行うことができるように、また更なるスキルアップを図るために、同養成講座を受講し、その人数は延 154 人であり、これを加えると受講者総数は 10 回の講座で延 428 人に達した。

講座修了認定を出席率 80%として実施した結果、途中辞退者 1 人、80%に至らない受講者 2 人を除く 28 人に修了書を交付した。

○ アンケート調査結果

講座期間中に、3 回にわたりレポートを提出させ、さらに研修終了時に別添 2 「平成 28 年度性暴力・性犯罪被害者ワンストップ支援センター支援センター支援活動員養成講座を受講して（アンケート）」のとおりアンケートを実施した。30 人中 26 人（86.7%）がアンケートを提出した。

<アンケート項目と回答者数>

1 カリキュラムについて

○ 内容 充実していた / 足りない / 多すぎる
23 人 1 人 2 人

○ 日程 ちょうどよい / 長すぎる / 短すぎる
23人 2人 1人

2 講義について

○ 内容 よく理解できた / 理解できた / 難しかった
5人 14人 7人

○ 時間 ちょうどよい / 長すぎる / 短すぎる
23人 3人 0人

<感想・意見>

- ・ 講師によって受講者の理解度がずいぶん違うと感じた
- ・ 聞きなれない言葉・用語が出てくる場合があり理解に時間がかかった。
- ・ 各講師の資料は分かりやすかった。
- ・ 講義内容が濃かったことから長すぎたと感じた。
- ・ 実際に活動している講師（ウイメンズセンター大阪代表）や被害当事者の講義は大変参考になり感銘を受けた。

4. 実施の成果

講座受講者についてはアンケートのとおり、今までは性暴力被害者について漠然とした概念しか持っていなかったが、本講座を受講して、性暴力被害者の二次的被害がいかに大きいか、被害者にとって安心して相談できる場所がいかに必要かを改めて考えさせられたとの意見が多く寄せられ、受講者がこれからワンストップ支援センター業務に携わるについて大いに役立った養成講座と認められる。

9月14日、15日、16日の三日間、講座修了者28人の内、辞退者3人を除く25人に対し、公益社団法人にいがた被害者支援センターにおいて同センター「支援活動員の採用及び養成に関する規程」により面接審査を実施した結果、24人を支援活動補助員として認定することができた。

5. 実施後の課題（現状）

本養成講座の受講者は、年齢、経歴、カウンセリング等の資格、相談経験の有無等が千差万別であり、講師から「専門的な講義についてどのレベルに照準を合わせるか難しく、講義冒頭に相談経験者については再確認という意味を含めて受講者全員がゼロからのスタートである旨話をし、講義を進めた」との意見があった。

さらにより良い相談業務につなげるためにカリキュラム作成に相談者の力量を十分に加味した内容が必要であるが、難しい課題であり、今後検討の必要があると感じられた。

本講座は座学がほとんどであったことから、ワンストップ支援センター開設後に速やかに支援活動員として活動するためのノウハウ等、さらにきめ細かな研修が必要であるため、にいがた被害者支援センターにおける相談に立ち会ったり、経験年数の多い活動員と相談に応じるなどOJT研修等を積み重ねていく。

新潟県：二次的被害防止のための関係機関対象講座（被害者支援体制の構築・強化）

1. 実施前の課題

平成28年4月1日に、新潟県と公益社団法人にいがた被害者支援センターとの間で、性暴力被害者支援センターにいがた（以下「支援センター」という。）の事業委託契約を締結した。同年12月開設に向け、性暴力被害者の二次的被害を防止し、性暴力被害者が安心して相談できる環境を構築するために、性暴力被害者が最初に接する機会が多い産婦人科医師をはじめ、弁護士、臨床心理士、助産師、警察、行政機関等関係機関を対象として、支援センターが実施している支援内容や被害者支援に必要な知識への理解を深め、二次的被害の防止やよりよい支援を行うための研修を実施する必要がある。

2. 実施による成果目標

産婦人科医、弁護士、臨床心理士、助産師、警察、行政機関等関係機関等に対し二次的被害防止の研修を実施することにより、より性暴力被害者が安心して支援センター及び関係機関に相談できる環境を構築する。

3. 実施結果

3回にわたり、関係機関に対し、「性暴力・性犯罪被害者支援研修会」を実施した。（別添 二次的被害防止のための関係機関対象講座実施状況参照）

【1回目】

開催日時 平成28年9月29日（木）午後1時30分～午後3時30分

開催場所 新潟市中央区上所2-2-3 新潟ユニゾンプラザハート館研修室

開催内容 「性暴力被害者の急性期ケアと被害者中心のケアを目指して」

医療法人向日葵会まつしま病院

助産師・SANE（性暴力被害者支援看護職）幸崎 若菜 氏

【2回目】

開催日時 平成28年10月26日（水）午後1時30分～午後3時30分

開催場所 新潟市中央区上所2-2-2 新潟ユニゾンプラザ 中研修室

開催内容 「性暴力被害者への支援、ワンストップ支援センターとの連携を通して」

武蔵野大学人間学専攻臨床心理学コース教授 小西 聖子 氏

【3回目】

開催日時 平成28年12月15日（木）午後1時30分～午後3時30分

開催場所 新潟市中央区上所2-2-2 新潟ユニゾンプラザ 中研修室

開催内容 「性暴力被害者への法的支援について」

弁護士 大花 真人 氏

- 3回の研修で延136人（支援センター職員含む）が受講した。

関係機関出席内訳

	産婦人科医	弁護士	臨床心理士	助産師	行政	センター職員	計
1回目	2	4	3	10	2	25	46
2回目	1	4	7	10	5	27	54
3回目	2	1	2	8	1	22	36
	5	9	12	28	8	74	136

○ アンケートの実施

研修期間中に、別添「平成28年度性暴力・性犯罪被害者支援研修会を受講して（アンケート）」により1回ごとにそれぞれアンケートを実施した。

アンケート項目及び回答者数（3回合計）

① 研修会について

- 内容 充実していた / 足りない / 多すぎる
77人 1人 1人
- 日程 平日でよい / 土・日がよい / どちらでもよい
66人 7人 2人

② 講義について

- 内容 よく理解できた / 理解できた / 難しかった
39人 24人 3人
- 時間 ちょうどよい / 長すぎる / 短すぎる
74人 4人 1人
- 資料 ちょうどよい / 多すぎる / 少なすぎる
72人 1人 6人

感想・意見

- ・ 貴重な研修であった。
- ・ 助産師の役割をもっと考えなければならないと思った。
- ・ 講師の資料はデータや具体例などあり非常に参考になった。
- ・ PTSDのことが理解でき、大変よい研修会であった。
- ・ 性暴力被害者への二次的被害防止のための大切な入口が理解できたように思う。
- ・ 二次障害のことについて具体的な話で改めて理解できた。
- ・ ドクター側からの知識を聞ける機会がなかったのでとても有意義であった。
- ・ 医師の参加が少なかったように見受けられた。
- ・ 専門用語が多くてその意味が分からないことがあった。

4. 実施の成果

研修受講者についてはアンケートのとおり、今までは性暴力被害者について漠然とした概念しか持っていなかったが、性暴力被害者支援の現場で活躍する第一人者の具体的な且つ専門的な立場からの講義を受講して、性暴力被害者の二次的被害がいかに大きいのか、被害者にとって安心して相談できる場所がいかに必要かについて改めて考えさせられたとの意見が多く、受講者がこれから性暴力被害者支援センター業務に携わるについて大いに役立った研修と認められる。

5. 実施後の課題（現状）

産婦人科医をはじめ関係機関の理解を深めるために継続的に同様研修会を実施し、知識や資質のレベルアップを図っていく必要がある。

今回の研修について産婦人科医から多数の受講者を予定し、大多数の産婦人科医が午後休診の木曜日に研修を設定（2回目水曜日）したが、3回とも多忙からか産婦人科医の参加者が極めて少なかった。アンケートからも土・日が良いとの意見もあり、研修参加者の確保に研修開催日及び時間帯の検討が必要である。

さらに、上記研修開催について支援センター理事長名の文書で通知したが、産婦人科医については、県産婦人科医会会長名との連名の開催通知文書が必要と認められる。

新潟県：ワンストップ支援センター先進地視察（被害者支援体制の構築・強化）

1. 実施前の課題

平成28年4月1日に、新潟県と公益社団法人にいがた被害者支援センターとの間で、性暴力被害者支援センターにいがた（以下「支援センター」という。）の事業委託契約を締結した。同年12月開設に向け、既に活動しているワンストップ支援センターについて、支援体制、支援要領、産婦人科医等関係機関団体との連携等々について、具体的な状況を理解・把握し、今後の運営に資するために視察研修を実施する必要があった。

2. 実施による成果目標

ワンストップ支援センターの具体的な、体制・支援要領・関係機関、団体との連携等について把握し、今後の運営に資すること。

3. 実施結果

2回にわたり、先進地視察を行った。

【1回目】

視察日時 平成28年9月5日（月）午後1時30分～午後4時00分

視察先 宮城県仙台市青葉区堤通雨宮町4-17 宮城県仙台合同庁舎内
みやぎ被害者支援センター

性暴力被害者相談支援センター宮城

視察者 事務局長及び支援局長 2名

視察概要

- ・ みやぎ被害者支援センター専務理事、顧問、事務局長の方より案内・説明を受け、その後犯罪被害相談員を含め意見交流を行った。

【2回目】

視察日時 平成28年12月7日（月）午後1時30分～午後4時30分

視察先 岐阜市藪田南5-14-12 岐阜県シンクタンク庁舎内
ぎふ被害者支援センター

ぎふ性暴力被害者支援センター

視察者 事務局長 1名

視察概要

- ・ ぎふ被害者支援センター専務理事、岐阜県子ども家庭課の方より案内・説明を受け、その後、犯罪被害相談員を含め意見交流を行った。

4. 実施の成果

電話相談受理後に、複数相談員でケース検討を行い、さらに相談員としての知識や技術を習得していくことができた。二人体制とすることにより、相互の連携が図られ、性暴力被害者のニーズを聞き漏らすことなく、質の高い適切な対応とともに被害者支援の機能を拡充することができた。

5. 実施後の課題（現状）

性暴力被害者対応可能な相談員、支援活動員はまだ不足していることから、今後増員していく必要がある。

期間中、直接支援活動の実績がなかったため、本事業における同行支援はできなかった。

新潟県：被害者に対する相談、支援対応（相談支援機能の拡充・強化）

1. 実施前の課題

平成28年4月1日に、新潟県と公益社団法人にいがた被害者支援センターとの間で、性暴力被害者支援センターにいがた（以下「支援センター」という。）の事業委託契約を締結し、同年12月に開設した。被害者が接する機会の多い産婦人科医療機関のために被害者対応マニュアルを作成し、被害者の二次的被害を防止するとともに、ワンストップ支援センターと産婦人科医療機関との意志の疎通及び情報共有等により被害者支援機能の拡充・強化を図る必要があった。

2. 実施による成果目標

電話相談、面接及び直接支援での支援活動において、二人体制で電話相談を行うとすると最低24人の支援活動員が必要であり、支援員養成講座を開設し支援活動員を確保するとともに、にいがた被害者支援センター女性支援活動員を組み合わせ二人体制の確立により被害者支援の充実を図る。

3. 実施結果

支援センター養成講座受講修了者のうち支援活動員として21人を確保することができた。しかし、養成講座終了後すぐに性暴力被害者対応可能とは言い難く、経験豊富なにいがた被害者支援センター女性支援活動員8人を組み合わせ、合計29人による二人体制を確立したことにより、開設時間午前10時～午後4時の6時間を2人3時間交代制とし、一日4人体制を確保することができた。

12月1か月間の実績

電話開設日数 19日 従事人数 76人

電話受理件数 8件（相談者3人、従事者数16人）

面接相談件数 0件

直接支援件数 0件

4. 実施の成果

電話相談受理後に、複数相談員でケース検討を行い、さらに相談員としての知識や技術を習得していくことができた。

二人体制とすることにより、相互の連携が図られ、性暴力被害者のニーズを聞き漏らすことなく、質の高い適切な対応とともに被害者支援の機能を拡充することができた。

5. 実施後の課題（現状）

性暴力被害者対応可能な相談員、支援活動員はまだ不足していることから、今後増員していく必要がある。

期間中、直接支援活動の実績がなかったため、本事業における同行支援はできなかった。

新潟県：被害者対応マニュアル作成（相談支援機能の拡充・強化）

1. 実施前の課題

平成28年4月1日に、新潟県と公益社団法人にいがた被害者支援センターとの間で、性暴力被害者支援センターにいがた（以下「支援センター」という。）の事業委託契約を締結し、同年12月に開設した。被害者が接する機会が多い産婦人科医療機関のために被害者対応マニュアルを作成し、被害者の二次的被害を防止するとともに、ワンストップ支援センターと産婦人科医療機関との意志の疎通及び情報共有等により被害者支援機能の拡充・強化を図る必要があった。

2. 実施による成果目標

平成28年3月24日に、にいがた被害者支援センターと新潟県産婦人科医会との間で性暴力・性犯罪被害者支援に関する協定を締結していた。さらにワンストップ支援センター業務に協力でき、かつ、新潟県全域をカバーでき得る数の産婦人科医療機関の確保を同産婦人科医会に働きかけ、相談者のニーズに寄り添ったきめ細やかな被害者支援ができるよう、両者間の意思の疎通及び情報共有等被害者支援機能の拡充・強化を図る。

3. 実施結果

- ・ 協力産婦人科医療機関の確保

県内の全域から産婦人科医療機関73機関、産婦人科医師111人を確保した。

- ・ マニュアルの作成

産婦人科医会長、県警捜査一課、同被害者支援室及び支援センターでマニュアルの配布、備え置き方法及び内容について数次にわたり検討した結果、当初、1医療機関に1部を配布することで結論を得ていたが、きめ細かな被害者支援を行うには、医師1人つき1部を常備させる必要があるとの検討結果に至り、100部作成の予定のところ200部を作成することとした。

さらに、同マニュアル、支援センターとの情報共有を効果的にするための性暴力被害者相談情報提供書（問診票/受理票）及び医療費公費負担に関する警察からのお願い文書を一読できるようにファイル化した。

- ・ マニュアルの配付

マニュアルについて、産婦人科医師、警察、支援センター間に齟齬が生じないように担当者がそれぞれ1部を所持するように配布することとした。

県産婦人科医会及び協力産婦人科医療機関の医師1人に1部合計120部、警察に40部（30警察署含む）、残りは支援センター備置分としてそれぞれ配布した。

協力産婦人科医師からは、非常に分かりやすく作成しており、常時手元におき被害者支援に当たりたいとの意見が寄せられた。

4. 実施の成果

県内全域の産婦人科医療機関及び産婦人科医師を確保することができたこと、且つマニュアルを医師1人に1部、警察性被害担当課、各警察署及び支援センターにそれぞれを配布し、常備したことにより、被害者支援に効果的に活用できる体制を整えた。

5. 実施後の課題（現状）

さらに被害者支援機能を充実させ、より良い支援活動につなげるためにもマニュアルの充実及び産婦人科医師だけでなく、連絡担当者となり得る看護師、事務職員にも同マニュアルを配付する必要がある。

新潟県：カウンセラー、弁護士による相談対応（相談支援機能の拡充・強化）

1. 実施前の課題

性暴力被害者の経済的負担を軽減し、心身の早期回復につなげるために弁護士相談、臨床心理士によるカウンセラーに係る費用を交付負担するなど、支援機能の拡充・強化を図る必要があった。

2. 実施による成果目標

弁護士相談、カウンセリングに係る弁護士、臨床心理士の交付負担制度を確立することにより、性暴力被害者の早期回復につなげるもの。

3. 実施結果

期間中における実績が見込みを下回ったため、本事業に置ける交付負担は実施できなかった。

4. 実施後の課題（現状）

支援センター開設後1か月であることから実績はないものの、今後被害者のニーズはあると思われ、継続的な実施に向けて弁護士会、臨床心理士会と連携を強化する必要がある。

新潟県：リーフレット、カード作成・配布（広報啓発の推進・強化）

1. 実施前の課題

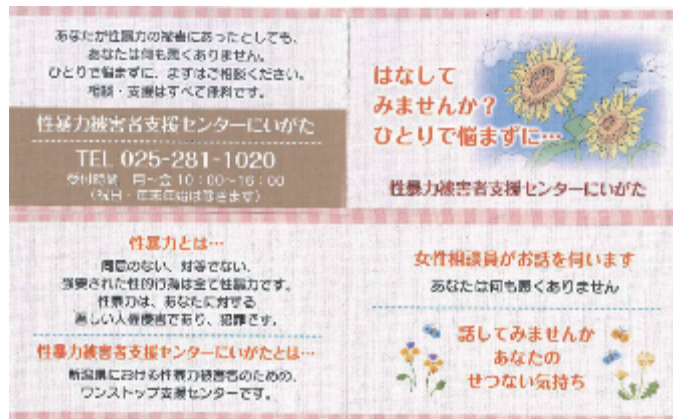
平成 28 年 4 月 1 日に、新潟県と公益社団法人にいがた被害者支援センターとの間で、性暴力被害者支援センターにいがた（以下「支援センター」という。）の事業委託契約を締結し、同年 12 月に開設した。支援センターについて、県内くまなく周知するための広報及び啓発が必要である。

2. 実施による成果目標

支援センターに関するリーフレット・カードを作成し、県内の性暴力被害者支援に係る関係機関・相談窓口及び中学・高校等に対し配付することにより、支援センターの周知を図るとともに、被害者支援をより一層推進していく。

3. 実施結果

リーフレット 1 万部、カード 2 万部を作成し、各市町村、産婦人科医等医療機関、女性財団等女性関係団体、弁護士会、臨床心理士会、大学、高校、中学校、専門学校等配布先は 625 ヲ所とあらゆる機関団体に配付することにより周知・啓発を行うことができた。



4. 実施の成果

配付先は3実施結果のとおり関係機関・団体 625 ヲ所にのぼり、周知・啓発を行うことができた。

作成部数の関係から自治体には各 10 部ずつ配布したところ、さらに配布部数を増やしてほしいとの申し入れがあるなど、良好な感触を得た。

5. 実施後の課題（現状）

支援センターは、まだまだ県民に広く知られているとは言い難く、引続き広報及び啓発を行う必要がある。

新潟県：小冊子作成・配布（広報啓発の推進・強化）

1. 実施前の課題

平成 28 年 4 月 1 日に、新潟県と公益社団法人にいがた被害者支援センターとの間で、性暴力被害者支援センターにいがた（以下「支援センター」という。）の事業委託契約を締結し、同年 12 月に開設した。支援センターについて、県内くまなく周知するための広報及び啓発が必要である。特に高校生、中学生を対象とした分かりやすい広報資料の作成が必要であった。

2. 実施による成果目標

性暴力被害に関する分かりやすい内容の小冊子を作成し、県内の中学、高校、専門学校等及び性暴力被害者支援に係る関係機関・相談窓口に対し配付することにより、支援センターの周知を図るとともに、被害者支援をより一層推進していく。

3. 実施結果

高校生、中学生を対象としてカットを多く用いて分かりやすいデザインとした小冊子 1 万部を作成した。県教育委員会及び各市町村教育委員会を通じ、県内高校 106 校及び中学校 241 校に配布した他大学、専門学校、産婦人科医療機関、弁護士会等関係機関・団体等合計 640 ヲ所に合計約 8000 部を配付することにより周知・啓発を行うことができた。残り部数については、イベントなどの広報機会を捉えて配付することとしている。



4. 実施の成果

配付先は中学校、高校を中心に配付した他、大学、専門学校、産婦人科医療機関、弁護士会等関係機関団体等合計 640 ヲ所にのぼり、周知・啓発を行うことができた。

配布先の関係機関から、非常に分かりやすい内容となっており、中高生向け意には最適である旨の感想が寄せられた。

5. 実施後の課題（現状）

支援センターは、まだまだ中高校生には知られているとは言い難く、少なくとも生徒一人に 1 部が行き渡るように配付するなどし、引続き広報及び啓発を行う必要がある。

新潟県：ワンストップ支援センターWEB ページ作成（広報啓発の推進・強化）

1. 実施前の課題

平成 28 年 4 月 1 日に、新潟県と公益社団法人にいがた被害者支援センターとの間で、性暴力被害者支援センターにいがた（以下「支援センター」という。）の事業委託契約を締結し、同年 12 月に開設した。

支援センターについて、県内くまなく周知するための広報及び啓発が必要である。特にインターネット等に精通する若者に周知するために、にいがた被害者支援センターホームページを改良し、支援センターweb ページの作成が必要であった。

2. 実施による成果目標

にいがた被害者支援センターホームページから支援センターにつなげる web ページを作成することにより、支援センターの周知を図るとともに支援センターの被害者支援をより一層推進していく。

3. 実施結果

12 月 1 日に、にいがた被害者支援センターホームページを改良し、性暴力被害者支援リーフレットが閲覧できるように支援センターweb ページを作成した。

URL : <http://www.n-vsc.jp/seibouryoku.html>

4. 実施の成果

12 月 1 日に web ページを作成したことにより、12 月 1 か月間のホームページ閲覧回数は 2,039 件で昨年同期に比し 626 件増加し、効果がみられた。

5. 実施後の課題（現状）

支援センターは、まだまだ県民には知られているとは言い難く、さらにインターネットからの利用が容易にできるように検証し、継続した広報啓発活動の実施が必要である。

新潟県：デジタルサイネージを活用した広報（広報啓発の推進・強化）

1. 実施前の課題

平成 28 年 4 月 1 日に、新潟県と公益社団法人にいがた被害者支援センターとの間で、性暴力被害者支援センターにいがた（以下「支援センター」という。）の事業委託契約を締結し、同年 12 月に開設した。

支援センターについて、県内くまなく周知するための広報及び啓発が必要である。特に不特定多数の県民に周知するための広報が必要であった。

2. 実施による成果目標

視覚に訴える広報により、支援センターの周知を図るとともに、被害者支援をより一層推進していく。

3. 実施結果

従来のロール・スクリーン看板やビデオ・ディスプレイと比べ優れた広告効果が期待できるデジタルサイネージによる広報を採用し、多数の県民が利用する新潟駅、長岡駅、燕三条駅等県内主要駅 14 駅の改札口やコンコースで、12 月一か月 J アドビジョン掲出 15 秒のデジタルサイネージによる広報を実施した。



4. 実施の成果

電話相談者から新潟駅の改札口で支援センターの電光掲示を見たとの声が寄せられる等一定の効果があつた。

5. 実施後の課題（現状）

支援センターは、県民には知られているとはいえず、継続した広報及び啓発を行う必要がある。